

南アフリカと国連

——アパルトヘイトについての一考察——

清 水 良 三

一九五四年においてはアフリカ大陸の人口の五分の四がヨーロッパ諸国の支配下にあった。一九六三年になると、この人口の五分の四が独立国家の住民となつたのである。このうち、一九六〇年の一年間だけでも八千五百万の人口を擁する十六の領土が独立した。かくてアフリカがヨーロッパ諸国の支配下にあつた期間は大体、人の一生の長さだけであつて再びアフリカはアフリカのものとなつたのである。其の訳は一八八〇年代のアフリカの争奪競争がなされるまでアフリカ大陸のうちヨーロッパ諸国の支配下にあつた地域は、その極北と極南およびごく僅かの沿岸地帯に過ぎなかつたからである。

モロッコ、チュニジア、リビアおよびスレーダンは一九五一年から一九五六六年までの間に独立した。烈しい変化の風がサハラ砂漠より南のブラツク・アフリカに吹きはじめたのはそれ以後である。英國は一九五七年にガーナ一九六〇年にナイザエリヤ、一九六一年にシエラ・レオーネとタンガニーカ、一九六二年にウガンダをそれぞれ独立させた。フランスは一九五八年にギニア、一九六〇年中には其の数一二を下らない領土に、一九六二年にはアルジェリアに夫々独立を与えた。ソマリアとベルギー領コンゴも一九六〇年に独立した。ルワンダとブルンディは一九六二年に独立

した。一九六三年の末にはケニアとザンヂバルも独立を獲得した。また、ニアサランドと北ローデシアにおいては政治権力がアフリカ人の手に渡りつつあった。かくして一九六四年当初においてヨーロッパ人の支配権または白人の優越の残る地域はポルトガルの諸領土と白人支配の南ア連邦 Union of South Africa、および南ローデシアのみとなつた。

一九六一年から一九六二年にかけてアフリカの諸国は多くの問題で反目し合っていた。エジプト、セロツコ、ガーナ、ギニア、マリ等の諸国から成るカサブランカ・グループは他の大部分の諸国から成る保守的なモンロビア・グループと対峙していた。だが一九六三年になるとアジス・アベバにおいて[[1]]のアフリカ諸国の首脳者会談が開かれる。そしてこの会談でアフリカ統一機構 Organization for African Unity (OAU) が設立されるに至り、この対立は解消した。OAUはアフリカ大陸南部における白人支配を終らせるところにかんして協力の態勢を整えたのである。

(→)

一九六一年に南アフリカはイギリス共栄圏を去り共和国となつた。これによりて南ア連邦 Union of South Africa は消滅し、南アフリカ共和国 Republic of South Africa が誕生したことになる。この共和国の誕生する前年の一九六〇年にヨハネスブルグ南方のシャープヴィルという所でデモ行進参加者の射殺事件がおきたことがある。戒厳令が発せられあらゆる人種の人たちが数多く逮捕された。この事件はそれ以前から南アフリカ内部で継続的に起つて來ていた諸人種間の対立、および南アフリカの指導者と、南アフリカの国内政策を単なる国内問題とはみなさず国際的な

意義を持つ好ましからざる政策として、其の修正を要求する諸外国の指導者との対立が生んだ一例的現象であった。

南アフリカに影響する大部分の国際問題は、同国政府が三五〇万の白色人種による永久的統治を公然たる目的として明示したことから生じて來たのである（この三五〇万の白人のうち半分以上がオランダ系のアフリカ人であり、残りは主として英國系である）。この白人の三五〇万という数に対して本来のアフリカ人は一一〇〇万、所謂混合人種 Coloureds と呼ばれるもの百五〇万、そしてインド人が五〇万である。これらの非白人の数はかくの如く三五〇万の白人の数よりはるかに多い。しかしこの少数の白人が政治権力を握っている。そしてこの国は人種隔離 apartheid および差別政策が組織されている唯一の国であつて、この政策は世界中のほとんどすべての所で非難されているのである。一九六〇年になつてこの隔離・差別政策が紛争の矢面にあがつた後においてさえも南アフリカ政府は現存する「土着民地域」を七つの「部族国家」'Bantustans' へと統合することによつてこの紛争を解決しようとしているようであつた。この解決案にある部族国家においてはアフリカ人たちは完全独立ではないけれども、より多くの自治を得られる筈であつた。（アフリカ人の主要な部族グループはズウェルウ——コーナ、ポンドおよびテンブから成る——部族、ヴヨンダおよびペディ部族、バスト部族——ソアナあるいはベチュアナより成る——である）。だが半数以上のアフリカ人は土着民地域以外に住んでおり、彼らのうち三〇〇万は白人の都市やヨハネスブルク周辺の鉱山やオレンヂ自由州において労働していたのである。南アフリカに近代経済をつくったのは白人であるが、その経済はアフリカ人の労働を基礎として運営されているのである。アフリカ人の労働者で技術労働をしているものは殆んどないが、彼らが其の

労働で獲得する賃金は相当高く、近隣の諸領土ペチュアナ・ランド、バストランド、スワジランドを含めての諸領土から労働者を呼び込んだのである。ここにあげた三つのランドはいずれも英國の保護領であつて英國の高等弁務官によつて統治される領域であるが、南アフリカはこれらの領域の自國領土への編入を要求して來ていた。だが一九〇九年の条例 *Act of 1909*——」の条例によつて南アフリカは従前の二つのオランダ系アフリカ共和国を英國領ケープおよびナタル植民地と連合して南アフリカ連邦を形成するに至つた——によれば、英國はその領域在住のアフリカ人に相談することなしにはこれらの領域を移譲することは出来なかつた。しかも、南アフリカが英國共栄圏 *the Commonwealth* を去つた後は英國はこれらの領域の移譲の問題はもはや起り得ないと主張するに至つたのである。だがこれら三つの領土は經濟的にはなお大きく南アフリカに依存していたのであって、南アフリカ政府はこれらの領土を次第に同国政府に反抗するための危険な基地であると看做すようになつたのである。南アフリカからの政治亡命者がこれら保護領に逃げ込むことから一連の事件が発生し、英國はこれにまきこまれるに至つた。

南アフリカは国連の諸会合において屢々非難されて來ている。インドとペキスタンは、主としてナタル地域に植民しているインド人たちの取扱いについて南アフリカ政府を非難した。また多くの国は南アフリカ政府の人種政策全般にかんして、また南アフリカが南西アフリカを国連の信託統治下におくことを拒絶していることにかんして南アフリカ政府を非難して來ている。南西アフリカは國際連盟の委任統治地域であつたが、國際連盟が消滅したのでこの委任統治制度も終了したと南アフリカ政府は解釈し同制度の承継である國際連合の信託統治制度を受け入れようとはしなかつた。同政府はかように委任統治制度が終了したものとみなしたばかりでなく、事実上南西アフリカを南アフリカ

に編入してしまったのである。みなみに南アフリカの人口は六〇万、その中に、七万三千の白人が含まれてゐる。^註

註 Andrew Boyd: *An Atlas of World Affairs*, University Paperbacks, London, 1964, p. 71, p. 72. だるま回の著者の ‘The UN at Twenty, Economist, 3 Apr. 1965’ 参照。

(二)

国連の諸機関における南アフリカ問題の討議は国連憲章および国際法一般にとって重要な意義を持っている。それは国際連合による集団的行動の合法性に関連ある多くの問題を提起する。なかんずくそれは憲章によつて許容されている措置の範囲にかんする問題、国際問題と国内問題との相互関係についての法理解釈に関連して來るのである。」これらの諸問題はアペルトヘイトに対する攻撃ならびにエチオピアとリベリアによつて国際司法裁判所に提訴された問題に集約的に表現されてい。以下はアペルトヘイトについての小論である。

この問題にかんするアジア・アフリカ諸国の意図は明瞭である。これらの諸国は直接的な力の行使によつて南アフリカにおける人種問題を彼らの意向どおりに変更させる」とは不可能であることを自覺しているので、国連を通じて英國と米国に集団的な圧力をかけようとしているのである。彼らは憲章の条文内に彼らの行動を限定しようとして、その議論を二つの線にしほつた。南アフカリ政府の行動は基本的人権の侵害であるというのが一つ、そしてこれらの基本的人権の侵害は「平和に対する脅威」を構成するものであるというのが一つである。これに対する南アフリカの弁護は、国際連合はこの種の紛争に locus standi を持つていい。なぜならアペルトヘイトは国内問題であるから

国連の管轄権の外にあるというものである。また南アフリカ政府は人権の侵害があることを否認した。そしてアペルトヘイトは南アフリカの人種問題を解決するための正当な方法であるとした。そしてさらに、もしも本当に南アフリカに「平和に対する脅威」が存在するならば、その責はアフリカ統一機構およびその政策を支持するものが負うべきものであるとしたのである。

一寸考えると南アフリカの立場は明瞭であるように思われる。国際連合は「国際の平和および安全の維持」を目途とした国際的な機関である。そして国連憲章は国連が国内管轄権に所属する事項に介入することを明瞭に禁じているのである。国連憲章第二条七項には次の通り書かれてある。

この憲章のいかなる規定も本質上いづれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国際連合に与えるものではなく、また、その事項をこの憲章に基く解決に付託することを加盟国に要求するものでもない。但し、この原則は、第七章に基く強制措置の適用を妨げるものではない。

さて、この規定のうち末尾の但書に依拠すれば、国際連合は「平和の脅威、平和の破壊、および侵略行為にからして」行動する権限を与えられている。さらに此の前半の部分であるが、より綿密に検討すると「国内管轄権」の問題は非常に複雑なものとなる。この問題はアフリカ諸国の代表がニューヨークに到着するずっと以前から国際連合を悩ませて来た問題であった。たとえば一九四七年以降南アフリカはその領域内のインド系およびパキスタン系人民の取扱いに関して攻撃されて來たが、その時南アフリカは市民権と投票権の問題は国連憲章二条七項により保証されている国内管轄権の問題であるとして、その攻撃を排除したのであった。一九二七年から一九三二年にかけて南アフリカ

とインド政府との間にケープタウン協定が結ばれているために、この問題が国際的紛争の性質を有する問題であると論することは可能であった。インド政府は一九四六年の「アジア人による土地保有ならびにインド人の代表にかんする法」について問題を提起し、それがケープタウン協定の違反および国連憲章の一般的規定の違反であるのみならず、それが特に憲章十四条の範囲内に属する問題であるとした。

総会は起因にかかわりなく、一般的福祉又は諸国間の友好関係を害する虞があると認めるいかなる事態についても、これを平和的に調整するための措置を勧告することができる。

当時は国連の活動開始以来まだ日はあさく、総会は何をなすべきかについて確固とした決断を下すことが出来ず、この問題は一九四六年十月に第一委員会（政治）、第六委員会（法律）に付託された。こうして南アフリカ問題の取扱は政治的法律的性質を持つ混合的な型を有するに至った。そしてこの型は南西アフリカについての現在の論争にまで継続して来ているのである。総会は南アフリカにおけるインド人問題の討議は憲章十八条に言うところの「重要問題」であるから、その決議にあたっては三分の二の多数決が必要であることを認めたのであった。総会はまた国際司法裁判所がこの問題について声明を発するように求めた南アフリカ政府の申出を拒否したけれども、これは国連憲章二条七項にいう国内管轄権の侵犯にはなっていない旨を明らかにした。その後の諸総会を通じてこの問題は討議決議の迂余曲折の道を経て来ている。国際連合はこの問題が南アフリカ、インド、パキスタンの諸政府による合同の討議を必要とすると説き、南アフリカはそういう討議の不必要を主張した。こうして一九六一年まで進んだ状況は、この年に至つてアペルトヘイト全体の問題と混合して来ることになった。

アペルトヘイトへの反対問題はまず第一に国連憲章五五条C項に関連して来るものと論ぜられた。

国際連合は次のことを促進しなければならない……人種、性、言語又は宗教による差別のないすべての者のための
人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守

ここにおいてもまた憲章解釈の問題について討論の余地はあつた。一九五七年までは総会はある特定の言いかたで南アフリカに対してその政策の修正を呼びかけていた。だが度重なるアピールにもかかわらず南アフリカ政府にその政策を修正させ得ないことが分った時総会は勧告措置にすることになった。一九六一年四月、ダグ・ハマーショルドがプレトリアで南アフリカ政府の代表と会った三ヶ月後、総会は加盟諸国に対し南アフリカをしてその人種政策を放棄せしむるよう彼らに許されている個別的、集団的措置を考慮するよう勧告した。一九六二年十一月には加盟国は南アフリカとの外交関係を断絶し南アフリカの船舶に対してその港湾を閉鎖し、加盟国の船舶が南アフリカの港湾を使用することを禁止し、南アフリカの貨物をボイコットし、南アフリカ政府に対して兵器の売渡しを中止するよう勧告を受けた。またこの十一月の決議によって十一国から成る特別委員会が設置され南アフリカの人種政策をたえず審査することとなつた。これらの諸手段によつてアジア、アフリカ諸国は国際連合の総会を通じての彼らの攻撃を続行し得たのであり、また彼らにはそういう攻撃をする権利があることについて次第に多くの加盟国を説得して行つたのである。アペルトヘイトに反対する決議案を議題に載せる権限が総会にあるかどうかについての一般的な問題にかんして、アメリカ合衆国は当初の棄権から態度を変えて賛成の立場をとるに至つた。そして一九六一年四月英國の代表は次のように声明した。

憲章二条七項に対し英國が付与している重要性はすこしも減少している訳ではないが、英國はアパルトヘイトがスイ・ゲネリスなものと称し得るほど例外的なものであることを認める。そして英國の代表は現在討議中の決議案の理非について考慮し得る権限があるものと思う（四月五日の特別政治委員会における発言）。

こういうやや神秘的なスイ・ゲネリス論を根拠として英國はアパルトヘイトを非難する決議案に賛成の投票をした。そして一九六四年までには南アフリカとボルトガルを除いては国連加盟国のすべてがアパルトヘイト非難の決議に賛成の投票をしたのである。

アジア・アフリカ諸国の見地からいくと、彼らのこの攻撃には二つの難点があった。一つの難点は総会がこれらの問題にかんして拘束力ある決議を採択出来ないことであった。総会はその加盟国に対してもういう行動をとるべきかについて勧告し得るだけである。平和のための統合決議によれば総会は侵略行為または平和の破壊があつたことを見出した場合、加盟国に行動を勧告し得る。だが「平和への脅威」が存在する場合には勧告をなし得ないのである。さらに言えば総会は強制行動を勧告し得るだけであり、また強制的な権限を持つておらず、その決議に対し諸国家を強制的に参加せしむることは出来ない。安全保障理事会だけがすべての加盟国を拘束する強制行動を命令し得る。だがこの安全保障理事会における決議はそれが加盟国を拘束する強制行動にかんするような実質問題の場合、すべての常任理事国の賛成（または、すくなくとも、棄権）が必要なのである——これがアジア・アフリカ諸国にとっての第一の難点であった。第二の難点は、人権にかんする憲章の規定の違反がどんなに重大なものであろうとも、その違反が平和への脅威を構成することが示されない場合、その違反が経済的または軍事的制裁を加盟国に要求し得る基準に

なり得るかどうか疑わしいということであった。それ故、南アフリカに対する強制的な措置を求めた諸国は、その攻撃の場を安全保障理事会に転換し、彼らの不満を訴えるためのもつと実体的な基盤を求めたのであった。だが、南アフリカ政府の自己防衛の自信は非常に強く、どんなに多くの国連加盟国が決議やアピールに賛成して投票しても、それによつて動かされることは殆んどなかつたのである。かくて南アフリカ政府に対する制裁を主張していたアジア・アフリカ諸国が直面した問題は、彼らが英國とアメリカ合衆国を説得して安全保障理事会だけが権威を与えたが実行することの出来る措置の必要性を承認させることが出来るかどうかということであった。

強制的措置をとる権威が国連に与えられるのは第七章三九条によつてである。

「安全保障理事会は平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに国際の平和および安全を維持し又は回復するために勧告をし、又は第四十一条及び第四十二条に従つていかなる措置をとるかを決定する」

憲章第四十一条は外交関係の断絶を含む貿易または通信の中断のような武力の使用を含まない行動についての規定であり、憲章第四十二条は、国際の平和および安全を維持し又は回復するため必要であるような空軍、海軍または陸軍の行動をとるべき第一段階についての規定である。

(三)

アペルトヘイトに対する攻撃をさらに拡大しようとする最初の試みがなされたのは一九六〇年であつてシャープヴィルの発砲事件の直後である。当時アペルトヘイトに対する反抗感情は大いにたかまり南アフリカは叛乱勃発の直前

であるように思われた。安全保障理事会におけるアジア・アフリカ諸国は南アフリカ国内の情勢を「国際的摩擦にみちびき、もしも継続するならば国際の平和と安全を脅かすであろうような」情勢であるとする決議案を提出した。この決議案は憲章第六章の言葉—紛争の平和的解決—を使用し、憲章第七章の強制措置にかんする言葉を使用しなかつた。そして一方においてはソ連によつて支持されるアジア・アフリカ諸国と、他方英國、米国、フランスおよび中華民国の諸国との間に、使用される言葉について論争が行なわれた。この紛争はアフリカ統一機構設立後三ヶ月の、一九六三年八月七日に頂点に達した。それはさるに一步すすめた決議案に使用される言葉についての紛争であった。この決議案は南アフリカに対して「アパルトヘイトならびに差別政策の放棄」を要求し、またすべての国に対して「南アフリカの情勢は国際の平和と安全を『深刻に攪乱しつつある』 seriously disturbing」という理由のもとに「南アフリカ共和国に対するあらゆる型の兵器・軍需品および軍事運搬用機具 military vehicles の販売と輸送を今後とりやめる」ことを要求するものであった。アジア・アフリカ諸国は「平和への脅威」という言葉を使用しようとした。英國と合衆国はこれに反対し、或る妥協が行なわれた。この妥協が行なわれたにもかかわらずこの決議案によつてアジア・アフリカ諸国は相当激励されたのである。チュニジアの外務大臣モンギ・スリム氏はダカールで行なわれたアフリカ統一機構の会合で次のように述べた。

安全保障理事会はこの情勢が国際の平和と安全に対する脅威を構成することを認めること——認めれば、このことは安全保障理事会に憲章第七章の適用を余儀なくさせたであろう——を拒否するにはしたが、それにもかかわらず現情勢が国際の平和と安全を“攪乱する”事を認めたのである。そして“攪乱” disturb するという言葉によつ

て我々はすでに「脅威する」*endanger* よりも強い表現をしているのである。安全保障理事会は第六章と第七章との間の妥協であるといふの決議の採択を強制されたのである。（一九六二年一月一四～十一日）ダカールで行なわれたOAU会議の外相理事会における発言—Verbatim Report of Plenary Session, Lagos, p. 84)
ロザリン・ヒギンズ Rosalyn Higgins は、攢乱が脅威かよじかねた言語表現上の争いを語義上の儀式 semantic ritual であるとして、これに依つて西側諸国は南アフリカにかんする安全保障理事会の決議に「平和への脅威」という言葉を使用するべきを拒否し、アジア・アフリカ・グループの代表は最後には「重大な軋轍」「grave friction」あるいは「平和の深刻な攢乱」serious disturbance of the peace よりも「かたを攻撃していくのであり、「これがもつて名譽は維持されたけれども、制裁は実現されでんなど」と述べてゐる。

(四)

一九六二年に国連で行なわれた討議は国連内で行なわれた闘争の中でも顕著な一例であった。西側諸国の政府はすくなくとも紙の上では、彼らが以前にやうやくつもありであつた譲歩よりはるかに大幅な譲歩をした。（一九六二年十一月にこれら西側諸国の政府は南アフリカの兵器の売渡しをやめることに意見の一一致をみた。だがその場合でも保守主義政府の中には国内使用目的の兵器と国外使用目的の兵器との間に区別をもつけることを主張するものもいたのであった。）だが我々は言葉によつて欺かれてはならない。儀式といふものは儀式そのものが重要なのではない、その儀式によつて何が象徴されるか、それが大切なのである。英國と合衆国が「平和への脅威」による言葉の使

用を避けようとしたのは、「平和への脅威」という言葉が憲章第三十九条に述べられている意味を含んでいるからであった。第三十九条に連関することは第四十一条と第四十二条に述べられている措置にも連関する可能性を持つことである。一九六四年五月の制裁にかんするロンドン会議でカルヴォコレス氏 Peter Calvocoressi は一つのペーパーを提出し、こういう言葉の上での策動を批判したのであった。「安全保障理事会は平和への脅威を認める立場に自らを追い込んでおきながら、しかもそれを何か別のものであると呼ぶ」といつて由口の決議から生ずる結果を避けているのだ」と彼は批判したのであった。

「憲章法を作用させる事実とその作用を実際行動にうつす力を持つた諸国(政治意志との間に争いがある)」と彼は述べた (Economic Sanctions against South Africa, by Peter Calvocoressi, 1964. p. 61)。カルヴォコレスは更に論を進めて、事実と政治意志を統一し憲章第三十九条にもとづく制裁の結果を受諾すべきであるとなし、その理由として「よい事例はよい法をつくる」からであるとし、「南アフリカの事例は憲章第三十九条の意味を確かめ人類の直面する問題における法の支配とは何かを明示すると共に法の支配の範囲を拡大するためのよい機会である」からであると述べた。国際法の一般的体系のもとでの集団的安全保障体制の実現を未来に期待して希望を持っている人は、カルヴォコレス氏のこの訴えに同情ある反応を示すに違いない。だが、事実と政治意志との統一が本当の問題であらうか。事実についての意見が一致していなかつた。何故なら合衆国も英國も、南アフリカの情勢が平和への脅威を構成する」とを認めようとはしなかつたからである。米国の代表アドレイ・スチヴィンソンはアペルトヘイト政策を「恥むべきもの」 abhorrent であると非難し、英國の代表サー・ペトリック・ディーンは、アペルトヘイトは「悪質

であり、非実際的であり、最後には南アフリカ自身に災害をもたらすであろう」と述べ、いずれも烈しい言葉でアペルトヘイト政策を非難したのであるが、しかも彼らは「現在我々の直面している情勢下において憲章第七章にもとづく制裁を適用することは、悪法かつ悪政となるであろう」と主張したのであった。アドレイ・スチヴンソンは、憲章第七章は「現実としての国際的暴動があつた場合、あるいは強制措置以外に訴えるべき合理的な代替手段がないほど平和への明瞭な脅威があつた場合」に適用されることを意図しているのだと述べた。サー・パトリック・デイーング意見はもつと明瞭であった。「南アフリカ共和国の行動はわれわれ全部にとってどんなに嫌なものであろうとも、いざれかの加盟国の領土保全や政治的独立を脅かす行動であるという証拠はない。」ここにサー・パトリック・デイーングが述べている領土保全あるいは政治的独立という言葉は憲章第二条四項からとつたものである。

問題は平和への脅威という言葉の解釈である。もしも南アフリカ政府の国内政策が「平和への脅威」を構成しているものと解釈し得るのなら、憲章第三十九条を適用することが出来るであろう。何故なら憲章第一条七項の国内管轄権の保証規定は、「憲章第七章による強制措置の適用をさまたげるものではない」からである。憲章は国家間の関係について規定しているということである。憲章の署名者たちは「国際の平和と安全を維持すること」を求められているのであり、憲章第三十九条によって認められている諸措置もまた「国際の平和と安全を維持または回復する」ことという同じ目的に志向しているのである。それ故「平和への脅威」という言葉の合理的な解釈は「加盟国の領土保全または政治的独立」への脅威を意味するものとして、サー・パトリック・デイーングのものが妥当であるように思われるであろう。パトリック・デイーングのような解釈をする場合、そういう解釈をする者の心にえがかれている状況は、

或る国家による侵入の脅威、あるいはある国の国内問題への外国による干渉であり、しかもその場合、この種の行為がなされたということについて顯著・明瞭な証拠があるものと考えられているのである。こういう考え方からいけば、南アフリカ政府の国内政策はどんなに嫌なものであろうとも、それが「平和への脅威」にかんする定義の範囲内には殆んど入り得ないと考えられるであろう。

(五)

右の議論は安全保保障理事会において西側諸国によって展開された議論の要旨である。かくて西側諸国の議論は法的にすぐれているし立派な意義があるものと考えられるかも知れない。これが国連憲章についての決定的な解釈であるかどうかは別の問題である。もしも世界がより多くの秩序を達成し主権国家が自己抑制または他力抑制に対して現在ほど反意をもたなくなるならば、「平和への脅威」を構成するものは何であるかについてより一般的な解釈をなし得るよう憲章を検討して行くことが可能であろう。たしかに、或る政府の政策がその範囲において国内的であるけれども、その国の国境をこえて重要な影響を及ぼすであろうような状勢を想像することは出来る。たとえば或る一国内の人種グループあるいは宗教グループの取扱いの如きもの、ドイツ内におけるユダヤ人に対するナチス政府の取扱いなどがある。そのような取扱いは犠牲者に対する同情と斯様な取扱いをする政府に対する敵意を外国に呼びおこす。そしてかかる同情と怒りは敵対行為を呼びおこすほどの性質のものである。さてこのような政府は「平和への脅威」となるような政策を追究しているものとして非難され得るであろうか。それによって集団体な国際行動を弁明すること

が出来るであろうか。アフリカ諸国がアペルトヘイトを「平和への脅威」という言葉で意味しようとしたのは、まさにこののような意味での「平和への脅威」であった。アペルトヘイトについてのいろいろな解釈は実際の情勢の誇張であると論ずることが出来るかも知れない。だが南アフリカにおける諸事件あるいは国際連合における事態の発達は外国の干渉を正当化し得るものであると確信をもつて言い得る人もいないであろう。人権が大規模かつ継続的な侵害を受けて、しかも世界の他の諸国から許しがたいものであると看做されたような場合、そのような人権侵害行為を阻止するためには行動を起すようなことが将来にはあり得るであろう。あるいはまたある特定の国家内で長い間行なわれて来ている内戦が平和への脅威となり国際連合の干渉を当然とするようなことが将来にはあり得るであろう。

だがそれは遠い未来のことであって、国際連合の現状においては、あるいは憲章のもとの集団的行動を正当化するのに必要なものとして一般的に受諾されている諸条件から判断して、それは遙かに遠い未来のことであろう。南アフリカに干渉することは、あるいは先にあげた類の国内情勢において他国が某国に干渉することは、過去の慣行からも憲章についての現行解釈からも大いに離れてしまうことになろう。それは国際連合に「平和維持のための作戦行動期間自衛のための武力行使に出られる権限」あるいはまた明瞭な平和の破壊や侵略行為を是正し得る権限のみならず、一国内の国内政策を変更させ得る権限を国際連合に認める」とになるであろう。註

註 Dennis Austin, Britain and South Africa, Oxford Univ. Press, 1966, p. 105.

ための武力行使にでれる権限とは a right to resort to force in self-defense during peace-keeping operations の訳語、いれな、憲章第五十一条の現実的な解釈である。憲章第五十一条は until the Security Council has taken measures

necessary to maintain international peace and security いわゆる during peace-keeping operations ハーフだりに
よつて加盟国の国連に対する依存度をすくなくしたが、それだけ現実的にもなつた解釈であろう。なぜなら until の場合は
国連が国際の平和および安全の維持に必要な措置をとるまでの間、自衛権行使出来るのであるが、during のように解釈
すると、国連が必要な措置をとつたあとでも、ともかく国連が作戦期間中は、自衛権行使であるのである。いのうとは、
憲章第五十一条違反ではないかといふ疑問を呼ぶのであるが、それは五十一条の前半だけをとりあげた場合であつて、同条
後半をとりあげれば、during という表現が妥当であることが判明する。すなわち、後半には「また、この措置は安全保障理
事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基く権能及び責任に対しても
は、いかなる影響も及ぼすものではない」とある。すなわち、後半の規定から予想されることは、国連が必要な行動をとつ
てゐる間も、一方においては加盟国による個別的なまたは集団的行動がとられてゐる場合があり得るということである。until
という言葉は、それまで加盟国によつて勝手にとられていた自衛行動が、それ以後は、はつきりと質的な転換をし、第四十
三条に従つて構成されるであろう国連軍に、その名目的または実体的機能を移譲するが如き想定を肯定するものであるが、
第四十三条にいう特別協定が出来ていかない現状において、そして平和のための結集決議によつて、武力行使が総会の勧告に
よつて、各国の自由裁量にまかされるに至つて、今日においては、until という言葉は憲章起草者たちが予想してゐたよ
うな効力をもたず、それ故、国連が介入した瞬間から、武力行使の質的転換が行なわれる可能性はすくなくなり、加盟国軍
が從来のままの自衛行動をしつゝ、そのまま国連軍としての名目を使用する場合が多いものと予想される。されば during
という言葉は until よりも不明瞭ではあるが現実的であろう。デニス・オースチンの表現は賛同し得る含意をもつるので
あらう。

国際連合の研究者であつて斯様なことが可能であると論ずるものはないであろう。アペルトヘイトは確かに害悪であ
り忌むべきものである。だが、それが現在の国連の慣行の枠内で「平和への脅威」であるとは言い得ないであらう。
慣行は一朝にして出来るものではないから国連の強制行動によつてこの難問が解決することを近い将来に期待は出来

な。然し国連は国連憲章によつて構成され得るものではあるが、憲章の枠内での合理的行動だけが国連の役割ではない。国連は合理的思惟による多数決の場であると共に、正義と正義を志向する意志の場である。従つて多くの諸国がアベルト・クイトを撃墜するのを正義として、かかる制度を地上より抹消しようとする意志を持つてゐる限り、国際連合はまだ多くの解決への圧力の場を提供し得る。たとえば一九六七年九月二五日、第111回国連総会本会議で南アフリカのモーリー外相が厚顔無恥にもアベルト・クイトを尊重するよう要請した際、アフリカ、アジア、共産圏の推定[六十一]国代表がこれに抗議して退場した。これは国連加盟百[十一]国過半数である。アフリカ・プロックの三十八国のみ議場に残ったのはボツワナ、ルサント両国代表だけであった。

- 参考書 Carnegie Endowment for International Peace, Apartheid and United Nations Collective Measures: an Analysis, ed. by Amelica C. Leiss, New York, 1965. Carter, G., The Politics of Inequality: South Africa since 1948, London, Thames & Hudson, 1958. Commission of Enquiry into South West African Affairs, 1962-3 [Chairman: F. H. Oden-deal]. Report, Pretoria, 1964. Commonwealth Relations Office, Economic Survey Mission to Basutoland, Bechuanaland Protectorate and Swaziland [Chairman: Chandler Mose]. Report, London, 1960. De Kiewiet, C. W. The Anatomy of South African Misery, London, 1956. Doxey, G. V. The High Commission Territories and the Republic of South Africa, London, 1963. Hailey, Lord. The Republic of South Africa and the High Commission Territories, London, 1963. Hancock, W.K. Survey of British Commonwealth Affairs, vol. II pt. 2. London, 1942. Higgins, R. The Development of International Law through the Political Organs of the United Nations, OUP for RIA, 1963. Hill, G. R. Bantustans: the Fragmentation of South Africa, London, OUP, 1963. Horrell, M. Survey of Race Relations in South Africa 1963. Johannesburg, S A Institute of Race Relations, 1963. Houghton, D. H. The South Afri-

- can Economy, London, OUP, 1964. Hurley, D.E. Apartheid: A Crisis of the Christians' Conscience. Johannesburg, SA Institute of Race Relations, 1964. Hutt, W.H. The Economics of the Colour Bar. London, 1964. International Conference on Sanctions against South Africa, London, Apr. 1964. Economic Sanctions Against South Africa, ed. by Ronald Segal. London, Penguin, 1964. Kuper, H. Indian People in Natal. Pietermaritzburg, Natal University Press, 1960. Kuper, L. An African Bourgeoisie: Race, Class and Politics in South Africa. New Heaven, Yale University Press, 1965. Legum, C and M. South Africa: Crisis for the West. London, Pall Mall Press, 1964. Lewin, J. Politics and Law in South Africa. London, Merlin Press, 1963. Mandela, N. No Easy Walk to Freedom. London, Heinemann, 1965. Mansergh, N. Documents and Speeches on British Commonwealth Affairs. London, OUP for RIIA, 1964. Mansergh, N. South Africa 1906-1961: the Price of Magnanimity. London, Allen & Unwin, 1962. Marais, J.S. The Fall of Kruger's Republic. London, OUP, 1961. Marquard, L. The Peoples and Policies of South Africa, Cape Town, OUP, 1960. Muller, H. The Role of the Coloured People in the Economic Pattern of the Republic of South Africa. Cape Town, Combined University Press of Grahamstown & Stellenbosch, 1965. Munger, E.S. Bequaerland. London, OUP for Inst. of Race Relations, 1965. Ngubane, J.K. An African Explains Apartheid. London, Pall Mall Press, 1963. Nielsen, W. African Battleline: American Policy Choices in Southern Africa. New York, Harper for Council on Foreign Relations, 1965. Spence, J.E. Republic Under Pressure. London, OUP for RIIA, 1965. Vatcher, W. White Laager. New York, Prager, 1965. World Council of Churches. The Future of South Africa: a Study by British Christians, ed. by T.A. Beetham & N. Salter. London, 1965. Younger, K.G. Changing Perspectives in British Foreign Policy, London, Oxford University Press for Royal Institute of International Affairs, 1964. UN DOCUMENTS—A/5707, 1964: Report of the Special Committee on Apartheid. S/5658: Report of Group of Experts, 6 May 1964. S/6210: Reprint of Expert Committee of the Security Council, 2 March 1965. M.N. Franklin, Economics in South Africa, Oxford Univ. Press, 1954. Monica K. Cole, South Africa, London, Methuen, 1961. Sarah Gertrude Millin, The South Africans, London, Constable, 1926. Lewis Sowden, The South African

國體 政治の歴史

KKK

Union, London, Robert Hale, 1945. F.J. Van Biljon, State Interference in South Africa, London, P. S. King, 1939. E. A. Walker, A History of Southern Africa, Longmans, 1959. Edgar H. Brookes, The History of Native Policy in South Africa, National Pers., 1924. Violet R. Markham, South Africa, London, Smith, Elder, 1900. F. P. Spooner, South African Predicament: The Economics of Apartheid, New York, Praeger, 1960.